

河川法第 55 条第 1 項の解釈について Q&A

1 河川保全区域内において許可を要する行為について

質問：どうして河川区域でもないのに、許可を要する行為を定めているのですか？

堤防等河川管理施設の付近において土地を掘削したり、重量の大きい工作物を築造したりすると、堤防等河川管理施設自体を損壊したり、脆弱にしたりすることとなり、洪水時などにおいて災害を招く原因となるおそれがあります。

そこで、河川保全区域においては、これらの行為を一般的に禁止し、個別の行為の許可申請に基づき、支障がないと認められる場合には禁止を解除し許可することとしているものです。

【関係法令】

□河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）

（河川保全区域における行為の制限）

第 55 条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

2 許可を要しない軽易な行為について（1）

質問：許可を要しない軽易な行為とは？

河川法第 55 条第 1 項但し書きは、土地の掘削、切土、盛土その他土地の形質の変更に該当する行為又は工作物の新築若しくは改築に該当する行為であっても、**河川管理上の影響の少ない行為については、政令で定めるところにより許可を要しないこと**としています。

具体的には、次に掲げる行為が、許可を要しない軽易な行為として政令で定められています。（政令第 34 条第 1 項）

- ① 耕耘
- ② 堤内の土地における地表から高さ 3m 以内の盛土
（堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが 20m 以上のものを除く）
- ③ 堤内の土地における地表から深さ 1 m 以内の土地の掘削又は切土
- ④ 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く）の新築又は改築
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響がないと認めて指定した行為

ただし、②から⑤までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から 5 m（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものは、河岸又は河川管理施設の保全上影響があることから、許可を要することとされています。

【関係法令】

□河川法施行令（昭和 40 年 2 月 11 日政令第 14 号）

（河川保全区域における行為で許可を要しないもの）

第 34 条 法第 55 条第 1 項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの（第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から 5 メートル（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。

- 一 耕耘
- 二 堤内の土地における地表から高さ 3 メートル以内の盛土（堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが 20 メートル以上のものを除く。）
- 三 堤内の土地における地表から深さ 1 メートル以内の土地の掘さく又は切土
- 四 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築
- 五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

3 許可を要しない軽易な行為について（2）

質問：堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが 20m以上のものが除かれているのは何故ですか？

堤防に沿う盛土のうち、その長さが 20m以上のものが、軽微なものから除外されているのは、**盛土がなされた結果、堤防等との間の凹部に水溜りが出来た場合の堤防等の軟弱化を防ぐため**です。

更問：道路の建設に伴う盛土で、堤防に沿う部分の長さが 20m以上のものについては対象となりますか？

堤防に沿って道路の建設・改良（新築・改築）に伴う盛土で、堤防に沿う部分の長さが 20m以上のものとなるものについては、政令第 34 条第 1 項第 2 号により、許可が必要です。

また、当該盛土が高さ 3m以上となる場合は、政令第 34 条第 1 項第 2 号により、許可が必要です。

なお、当該盛土が高さ 3m未満かつ長さ 20m未満のものについては、許可が不要です。

4 許可を要しない軽易な行為について（3）

質問：貯水池、水槽、井戸、水路等が除外されているのは何故ですか？

貯水池、水槽等水が浸透するおそれがある工作物が設置されることに起因し、**堤防等が軟弱化することを防ぐため**です。

更問：雨水もしくは家庭用水の排水のための側溝、排水管、集水ます等は、水が浸透するおそれのあるものに該当しますか？

政令の趣旨は、堤防等が軟弱化することを防ぐために特定の工作物の新築・改築について許可を必要とするものです。

雨水もしくは家庭用水の排水のための側溝、排水管、集水ます等は、社会通念上相当な資材・工法により施工されれば堤防等の軟弱化が懸念される工作物ではありません。

また、水が浸透するおそれへの懸念については、事故等による破損の影響が考えられますが、復旧等がなされることが通常であり、堤防等河川管理施設への影響は一時的かつ軽微なものと考えられます。

よって、雨水もしくは家庭用水の排水のための側溝、排水管、集水ます等については、水が浸透するおそれのあるものに該当せず、その新築又は改築について河川法第55条第1項の許可を要しません。

なお、当該工作物の新築又は改築に伴い、高さ3m以内の盛土、深さ1m以内の土地の掘さく又は切土を伴う場合は、政令第34条第1項第2号又は同第3号の対象となりうるものと考えます。

5 許可を要しない軽易な行為について（4）

質問：コンクリート造、石造、れんが造等の堅固な工作物が除外されているのは何故ですか？

このような工作物はかなり重量の大きいものであるので、堤防の構造計算の基礎となった地盤に大きな変化を来すおそれがあります。

このため、**堤防の安全性を害するおそれがあることから許可を要する**とされています。

更問：木造や軽量鉄骨造のもの等の基礎に使われている程度のコンクリートは、河川法施行令第34条に規定される、堅固なものに該当しますか？

コンクリート造、石造、れんが造等の重量工作物が除外されているのはその荷重による影響を考慮したものですので、木造や軽量鉄骨造のもの等の基礎に使われている程度のコンクリート等は、ここにいう堅固なものの部類には属さないものと解されます。

よって、木造工作物（基礎コンクリートを含む。）もしくは木造に類する工作物（基礎コンクリートを含む。）の新築・改築については許可を要しません。

更問：外構工事で、花壇を作ります。花壇では、「れんが」を使用します。

この花壇は、河川法施行令第34条に規定される、堅固なものに該当しますか？

コンクリート造、石造、れんが造等の重量工作物が除外されているのはその荷重による影響を考慮したものですので、花壇に使われている程度の「れんが」は、ここにいう堅固なものの部類には属さないものと解されます。

よって、「れんが」を使用していることのみをもって、許可を要することとはできません。

6 許可を要しない軽易な行為について（5）

質問：河川法施行令第34条第1項第2号から第4号までの行為が堤内の土地に限られるのは何故ですか？

堤外の土地は洪水時等には流水の流路となる可能性のある土地です。

従って、堤外の土地におけるこれらの行為は、堤防の保全に支障を与えるおそれがあるため、許可を要するものとされています。

7 許可を要しない軽易な行為について（6）

質問：河川管理施設の敷地から5m以内の土地におけるものは、全て許可を必要とするということでしょうか？

河川管理施設の敷地から5m以内の土地においては、耕耘を除いて、**全て許可が必要**です。

これは、河川管理施設に近い土地においては、かなり軽微な行為であっても、河川管理施設の保全に支障を与えるおそれがあるためです。

8 2Hルール of 解釈について

質問：河川保全区域において、照明灯を設置したいとの申請がありました。

いわゆる「2Hルール」に抵触しそうな場所での設置が予定されていますが審査時の留意事項はありますか？

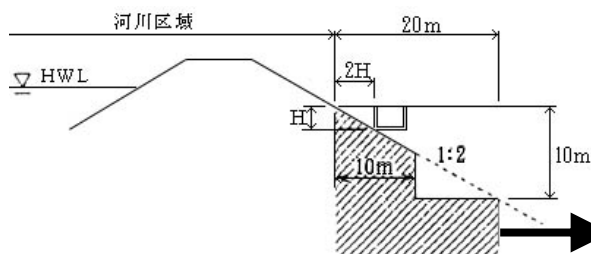
堤内地において、堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、水路等の設置に伴う掘削により堤防の荷重バランスが崩れること若しくは基盤漏水が懸念される箇所においてパイピングが助長されること又は止水性のあるRC構造物等の設置により洪水時の堤防の浸潤面の上昇が助長されること等の堤防の安定を損なうおそれがあることから、従来より、工作物の設置による堤防に与える影響について検討し、その設置の可否を決定してきているところです。

このことについては、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日付け建設省河川局治水課長通達）に判断基準等が示されています。

なお、本事案に関係するものとして以下のような見解が示されています。

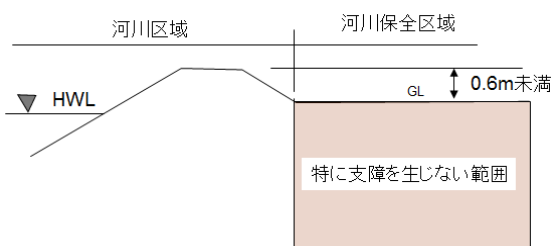
- ①掘込河道（河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上）のうち堤防高が0.6メートル未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。
- ②杭基礎工等（連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。）については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面の上昇に対する影響はなく、下図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。

【有堤区間】



工作物の設置による堤防に与える影響（従前との比較）を検討し、設置の可否を決定する範囲

【掘込区間】



特に支障を生じない範囲

【関連通知等】

- 「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日付け建設省河川局治水課長通達）

9 河川法施行令第34条第1項第3号の解釈について

質問：河川保全区域において工作物を設置することに当たっての河川法の手続の要否に係る申請前の相談がありました。

設置後は埋め戻し等を行い整地するとのことですが、このような場合であっても、深さ1mを超えて土地の掘削を行うのであれば、河川法第55条第1項の許可が必要となるのでしょうか？

河川保全区域内において、河川管理施設の敷地から5m以上離れた土地であっても、1mを超えて土地の掘削を行う場合は、河川法第55条第1項の許可が必要となります。**掘削後、埋め戻すかどうかによって取扱いが変わるものではありません。**

【関係法令】

□河川法（昭和39年7月10日法律第167号）

（河川保全区域における行為の制限）

第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。**ただし、政令で定める行為については、この限りでない。**

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

□河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）

（河川保全区域における行為で許可を要しないもの）

第34条 法第55条第1項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの（第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から5メートル（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。

- 一 耕耘
- 二 堤内の土地における地表から高さ3メートル以内の盛土（堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが20メートル以上のものを除く。）
- 三 **堤内の土地における地表から深さ1メートル以内の土地の掘さく**又は切土
- 四 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築
- 五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による指定について準用する。